

（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出の手引き

令和8年2月改定

長崎県資源循環推進課
長崎市資源循環課
佐世保市廃棄物指導課

I. (特別管理) 産業廃棄物事業場外保管届出制度の概要

廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出事業場外で一定規模以上保管する事業者は、あらかじめ県知事（長崎市及び佐世保市の場合は各市長）へ届出を行う必要があります。また、保管を廃止する場合等、届出事項に変更がある場合も同様に届出が必要です。

2. 届出が必要な保管場所

■ 届出対象となる廃棄物の種類

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「建設工事廃棄物」という。）

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）を指します。

■ 届出対象となる保管行為

建設工事現場以外の場所で建設工事廃棄物を保管する場合であって、保管の用に供する場所の面積が300 m²以上である場合。

なお、建設工事現場と空間的に一体とみなせる場所については「建設工事現場以外の場所」には該当せず届出の対象とはなりません。

届出の対象となる保管行為であるか否か判断できない場合は、5の届出窓口までご相談ください。

■ 届出を要しない保管行為

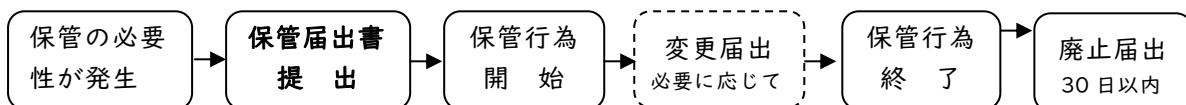
- ① 建設工事廃棄物以外の廃棄物の保管
- ② 建設工事現場内における当該建設工事廃棄物の保管
- ③ 保管の用に供する場所の面積が300 m²に満たない建設工事廃棄物の保管
- ④ 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ⑤ 法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- ⑥ 法第12条の7第1項の認定（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定）を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管
- ⑦ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物特別措置法第8条第1項（同法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

■ 事前届出を要しない場合

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った場合は、事前届出は不要ですが、保管開始の日から14日以内に届出を行う必要があります。

3. 届出の流れ

保管届出の流れは次のようになります。



4. 提出書類

■ 届出書様式

- (1) 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四）
- (2) 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の五）
- (3) 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の六）
- (4) 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の十）
- (5) 特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の十一）
- (6) 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の十二）

■ 必要書類

(1) 新規届出の場合

種類	内容
届出書	様式第二号の四 又は 様式第二号の十
添付書類	<ul style="list-style-type: none">① 保管行為説明書（積替えのための保管用） ※保管場所から処理施設のある事業場等へ運搬し、処理する場合①' 保管行為説明書（処分等のための保管用） ※処理施設のある事業場等で保管し、そこで処理する場合② 保管場所平面図、付近見取図③ 保管方法及び保管量積算根拠 ※立面図、断面図、保管量計算書等④ 保管場所の土地登記簿謄本（全部事項証明書） ※原本提示の場合、写して可。⑤ 保管場所の建物登記簿謄本（全部事項証明書） ※屋内で保管を行う場合に限る。原本提示の場合、写して可。⑥ 土地・建物の使用承諾書等の写し ※土地・建物の名義が届出者と異なる場合に限る。⑦ 保管場所の写真 ※保管場所全体が確認できるもの。⑧ 保管場所掲示板の写真又は予定掲示内容
提出期限	保管開始前（非常災害のために必要な保管である場合は、保管開始から14日以内。）

(2) 変更届出の場合

種類	内容
届出書	様式第二号の五 又は 様式第二号の十一
添付書類	変更内容に応じた(1)の添付書類①～⑧に掲げる書類 ※新規届出時の内容から変更のないものは添付不要。
提出期限	変更前

(3) 廃止届出の場合

種類	内 容
届出書	様式第二号の六 又は 様式第二号の十二
添付書類	廃止後の保管場所の写真
提出期限	保管を廃止した日（届出対象行為でなくなった日）から30日以内

5. 届出書の提出場所

(1) 届出書の受付窓口

①長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く）において保管を行う場合

→各県立保健所又は県資源循環推進課

②長崎市内において保管を行う場合

→長崎市資源循環課

③佐世保市内において保管を行う場合

→佐世保市廃棄物指導課

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	所管区域
長 崎 県	西彼保健所 852-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-5022	西海市、長与町、時津町
	県央保健所 854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	県南保健所 855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3288	島原市、雲仙市、南島原市
	県北保健所 859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	平戸市、松浦市、佐々町
	五島保健所 853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125	五島市
	上五島保健所 857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町
	壱岐保健所 811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	壱岐市
	対馬保健所 817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166	対馬市
	資源循環推進課 850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2375	
	長崎市 資源循環課 850-8685	長崎市魚の町 4-1	095-829-1159	長崎市
佐世保市 廃棄物指導課	857-0851	佐世保市稻荷町 1-8	0956-20-0660	佐世保市

(2) 提出部数（届出者控えを含む）

① 県へ提出の場合・・・3部

- ・県資源循環推進課用 1部（正本）
- ・県立保健所用 1部（副本）
- ・届出者控え 1部（副本）

② 長崎市又は佐世保市へ提出の場合・・・2部

- ・長崎市資源循環課/佐世保市廃棄物指導課用 1部（正本）
- ・届出者控え 1部（副本）

なお、届出者控えは受付後返却します。

6. 留意事項

■ 産業廃棄物の保管について

(特別管理) 産業廃棄物の適正処理を行うために一定期間の保管が必要である場合は、生活環境保全上支障のないように保管する必要があるため、廃棄物処理法により保管基準が定められています。

なお、排出事業場外で保管する場合は、その行為内容に応じて「収集又は運搬に伴う積替えのための保管基準」又は「処分等のための保管基準」が適用されます。

I. 産業廃棄物の保管基準

産業廃棄物の保管基準は次のとおりです。

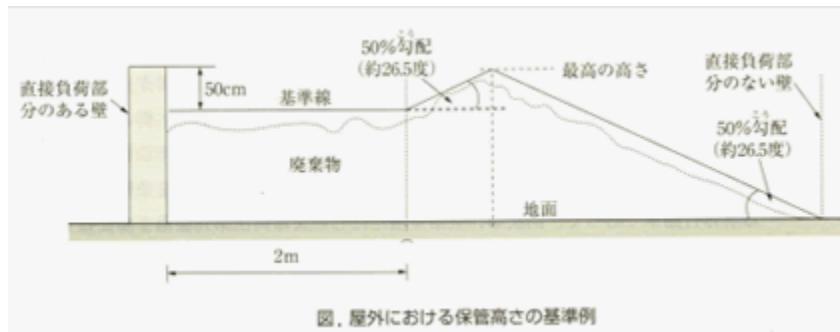
- ① 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- ② 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - a. 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - b. 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む）
 - c. 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
 - d. 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - e. 積替え又は処分等のための保管上限（最大保管量）
 - f. 掲示板の大きさ 縦 60 cm以上×横 60 cm以上

産業廃棄物積替え保管場所	
名 称 、 代 表 者 本 社 所 在 地 責 任 者 氏 名 連 絡 先 電 話 番 号	株式会社○×工業 代表取締役 日本一郎 ○○区△△町1-2-3 日本次郎 TEL 03 (123) XXXX
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、※※、※※
最 大 保 管 高 さ	1.8m
最 大 保 管 量	30m ³

図、積替保管施設における掲示板の作成例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

- ③ 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置を講ずること。
- ④ 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域および地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。

- ⑤ 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- ⑥ 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。
 - a. 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下。
 - b. 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2 mは囲いの高さより 50 cmの線以下とし、2 m以上の内側は勾配 50%以下とする。（勾配 50%とは、底辺：高さ = 2:1 の傾きで約 26.5 度）



- ⑦ 石綿含有産業廃棄物にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
 - a. 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - b. 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- ⑧ 水銀使用製品産業廃棄物にあっては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

2. 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管基準では、上記の産業廃棄物の保管基準がそのまま適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められています。

- ① 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じる。
- ② 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包するなど飛散防止のための措置を講じる。
- ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど、腐敗防止のための措置を講じる。

3. 収集又は運搬に伴う（特別管理）産業廃棄物の積替えのための保管基準

収集運搬における（特別管理）産業廃棄物の保管は、以下の①～③の基準にすべて適合して（特別管理）産業廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはなりません。

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された（特別管理）産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと。
- ③ 搬入された（特別管理）産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

なお、保管基準の具体的な内容については、上記1及び2の保管基準に準じます。

4. 処分等のための保管基準

(特別管理) 産業廃棄物の処分等に当たっては、当該(特別管理)産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはなりません。

なお、保管基準の具体的な内容については、上記1及び2の保管基準に準じます。

5. 積替え又は処分等のための最大保管数量

① 積替えのための保管

(特別管理) 産業廃棄物の積替えのための保管を行う場合、当該保管の場所における1日当りの平均搬出量に7を乗じて得られる数量を超えて保管することはできません。

② 処分等のための保管

(特別管理) 産業廃棄物の処分のための保管を行う場合、処分を行う施設の1日当りの処理能力に14を乗じて得られる数量を超えて保管することはできません。

ただし、木くず又はコンクリート破片の再生処理のための保管である場合は28を、アスファルト・コンクリート破片の再生処理のための保管である場合は70を乗じて得られる数量を上限とします。

■ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物について

1. 廃石綿等とは

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものは、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」に該当します。

(廃石綿等の例示)

石綿建材除去事業(建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)により生じたもの

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、保温材・断熱材及び耐火被覆材、プラスチックシート・防じんマスク・作業衣その他の用具又は器具(石綿が付着しているおそれのあるもの)等

2. 石綿含有産業廃棄物とは

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物(非飛散性)であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

(石綿含有産業廃棄物の例示)

①石綿含有成形板等

繊維強化セメント板、石綿含有スレート(波板、ボード)、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグセッコウ板、石綿含有窯業系サイディング、石綿含有パルプセメント板、石綿含有住宅屋根用化粧スレート等

(注) 取扱いに留意する必要がある石綿含有けい酸カルシウム第1種や石綿含有下地調整塗材についても、定義上は石綿含有成形板等に区分される。

②石綿含有仕上塗材

JIS A 6909に定められた建築用仕上塗材(しあげぬりざい)のうち、石綿が含有されているもの

③除去され、用具又は器具等に付着した石綿含有建材

■ 罰則等について

法の規定に違反して、届出をしなかったり又は虚偽の届出をした場合、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（非常災害時の応急的な措置として保管を行った場合は、保管をした日から14日以内に届出をしなかったり又は虚偽の届出をした場合、20万円以下の過料）が科されます。

また、基準に適合しない保管行為を行った者に対しては、改善命令や措置命令といった行政処分等により厳しく対処します。

なお、措置命令に従わず改善がなされない場合には、措置命令違反として刑事告発を行う場合があります。